

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 4 月 26 日（火）第 306 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 計量器の定期検査の実施 (2件) (商工政策課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 4
- 基本測量の終了 (2件) (監理課取扱い) 4
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 4
- 公共測量の終了 (3件) (監理課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 5
- 洪水浸水想定区域の指定 (3件) (河川課取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (2件) (鹿児島地域振興局取扱い) 6
- (始良・伊佐地域振興局取扱い) 7
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 8

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (県立病院課取扱い) 8
- 一般競争入札公告 (県立薩南病院取扱い) 9
- 落札者等の公告 (県立薩南病院取扱い) 12

教 育 委 員 会 告 示

- 指定文化財の指定 (文化財課取扱い) 12

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 14

告 示

鹿児島県告示第400号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 4 年 4 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
薩摩川内市下甕町青瀬字金山74番13
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第401号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年4月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
令和4年6月2日	10:30~15:00	枕崎市	別府地区公民館
令和4年6月3日	10:30~15:00	枕崎市	桜山地区公民館
令和4年6月6日	10:30~15:00	枕崎市	立神地区公民館
令和4年6月7日	10:30~15:00	枕崎市	枕崎市市民会館
令和4年6月8日	10:30~15:00	枕崎市	枕崎市市民会館
令和4年6月9日	10:30~15:00	枕崎市	枕崎市市民会館
令和4年6月14日	10:30~11:30	指宿市	徳光公民館
令和4年6月14日	13:00~15:00	指宿市	成川区民センター
令和4年6月15日	10:00~12:00	指宿市	大山集落センター
令和4年6月15日	13:30~15:00	指宿市	山川文化ホール
令和4年6月16日	10:00~15:00	指宿市	山川文化ホール
令和4年6月17日	10:00~11:30	指宿市	今和泉校区公民館
令和4年6月17日	13:00~14:30	指宿市	池田校区公民館
令和4年6月20日	10:00~14:00	指宿市	指宿校区公民館
令和4年6月21日	10:00~15:00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎
令和4年6月22日	10:00~15:00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎
令和4年6月23日	10:00~14:00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎
令和4年6月24日	10:30~11:30	指宿市	川尻ふれあい交流館
令和4年6月24日	13:00~15:00	指宿市	指宿市開聞農村環境改善センター
令和4年6月27日	10:00~14:30	南さつま市	金峰文化センター
令和4年6月28日	10:30~14:30	南さつま市	歴史資料センター輝津館
令和4年6月29日	10:00~12:00	南さつま市	南さつま市笠沙支所
令和4年6月29日	13:30~14:30	南さつま市	笠沙地区総合センターよいどこい
令和4年6月30日	10:30~14:00	南さつま市	大浦地区公民館
令和4年7月5日	10:30~15:00	南さつま市	小松原公民館
令和4年7月6日	10:00~15:00	南さつま市	総合保健福祉センターふれあいかせだ
令和4年7月7日	10:00~15:00	南さつま市	総合保健福祉センターふれあいかせだ
令和4年7月8日	10:00~15:00	南さつま市	総合保健福祉センターふれあいかせだ
令和4年7月11日	13:00~16:00	錦江町	錦江町役場田代支所
令和4年7月12日	9:30~14:00	錦江町	錦江町役場
令和4年7月13日	13:30~14:30	南大隅町	大泊公民館
令和4年7月13日	15:15~15:30	南大隅町	旧郡小学校
令和4年7月14日	9:30~12:00	南大隅町	南大隅町役場佐多支所
令和4年7月14日	15:00~16:00	南大隅町	横ビュウ高原ふれあい館

令和4年7月15日	9:30~14:00	南大隅町	南大隅町役場
令和4年7月20日	11:00~16:30	肝付町	肝付町文化センター
令和4年7月21日	9:30~10:00	肝付町	肝付町役場岸良出張所
令和4年7月21日	11:00~14:00	肝付町	肝付町内之浦銀河アリーナ
令和4年7月26日	13:00~16:00	東串良町	東串良町農村環境改善センター
令和4年7月27日	9:30~13:00	東串良町	東串良町総合センター
令和4年7月27日	15:00~15:30	大崎町	野方農村環境改善センター
令和4年7月28日	9:30~12:00	大崎町	大崎町中央公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，令和4年6月2日から令和5年2月28日までとする。

鹿児島県告示第402号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により，特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年4月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 定期検査の実施の期日，区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
令和4年6月6日	15:00~16:30	与論町	与論町多目的屋内運動場
令和4年6月7日	9:30~16:00	与論町	与論町多目的屋内運動場
令和4年6月8日	9:30~11:00	与論町	与論町多目的屋内運動場
令和4年6月20日	13:00~16:00	和泊町	やすらぎ館
令和4年6月21日	9:30~16:00	和泊町	やすらぎ館
令和4年6月22日	9:30~11:30	和泊町	やすらぎ館
令和4年6月22日	14:00~16:00	知名町	田皆コミュニティセンター
令和4年6月23日	9:30~16:00	知名町	知名町民体育館
令和4年6月24日	9:30~11:00	知名町	下平川生活館
令和4年7月6日	10:30~11:30	徳之島町	山公民館
令和4年7月6日	13:30~15:30	徳之島町	大当生活館
令和4年7月7日	9:30~11:00	徳之島町	井之川公民館
令和4年7月7日	13:00~16:00	徳之島町	東区公民館
令和4年7月8日	9:30~14:00	徳之島町	東区公民館
令和4年7月11日	13:00~16:00	天城町	天城町役場別館
令和4年7月12日	9:30~15:30	天城町	天城町役場別館
令和4年7月13日	9:30~16:00	伊仙町	伊仙町中央公民館
令和4年7月14日	10:00~12:00	伊仙町	伊仙町西公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

3 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は、令和4年6月6日から令和5年2月28日までとする。

鹿児島県告示第403号

枕崎市汐見町78番地1 有限会社吉武水産代表取締役吉武新吾及び枕崎市恵比須町208番地うえむら漁業生産組合理事上村忍からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年4月26日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 枕崎市区域（枕崎市漁業協同組合の地区）
- 2 区分 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業

鹿児島県告示第404号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和3年4月13日鹿児島県告示第545号で告示した基本測量の実施は、令和4年3月25日終了した旨の通知があった。

令和4年4月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第405号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和3年12月24日鹿児島県告示第1146号で告示した基本測量の実施は、令和4年3月25日終了した旨の通知があった。

令和4年4月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第406号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、指宿市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（デジタルカラー撮影及び地図情報レベル2500）
- 2 作業の期間 令和4年5月9日から同年12月31日まで
- 3 作業の地域 指宿市全域

鹿児島県告示第407号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州電力株式会社テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長から令和3年10月15日鹿児島県告示第999号で告示した公共測量の実施は、令和4年3月25日終了した旨の通知があった。

令和4年4月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第408号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から令和3年12月10日鹿児島県告示第1120号で告示した公共測量の実施は、令和4年3月18日終了した旨の通知があった。

令和 4 年 4 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 409 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、曾於市長から令和3年9月14日鹿児島県告示第945号で告示した公共測量の実施は、令和4年3月30日終了した旨の通知があった。

令和 4 年 4 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 410 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年4月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川西菱刈線	伊佐市菱刈徳辺字小屋敷1516番5地先から1507番1地先まで	前	6.7～11.5	375.4
			後	7.5～15.8	375.4

鹿 児 島 県 告 示 第 411 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年4月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川西菱刈線	伊佐市菱刈徳辺字小屋敷1516番5地先から1507番1地先まで	令和4年4月26日

鹿 児 島 県 告 示 第 412 号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

令和 4 年 4 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 河川の名称
貝底川水系貝底川
- 2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
別紙図面のとおり

（「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿 児 島 県 告 示 第 413 号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

令和4年4月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 河川の名称

和田川水系和田川及び木之下川

2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

別紙図面のとおり

（「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第414号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

令和4年4月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 河川の名称

稲荷川水系稲荷川及び西牟田川

2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

別紙図面のとおり

（「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島地域振興局告示第5号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和4年4月26日

鹿児島地域振興局長 中野功久

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所おひさま	日置市日吉町日置3563番地4	社会福祉法人美山福祉会	日置市東市来町美山1076番地	馬場 譲二	令和4年3月31日	放課後等デイサービス

鹿児島地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和4年4月26日

鹿児島地域振興局長 中野功久

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポートセンター陽のあたる家	日置市伊集院町飯牟礼3368番地1	特定非営利活動法人樹	日置市伊集院町飯牟礼3368番地1	花木 千鶴	令和4年3月31日	居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護

始良・伊佐地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和4年4月26日

始良・伊佐地域振興局長 米盛幸一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害福祉サービス事業所セルフあいら	始良市豊留9番地	社会福祉法人ほのぼの会	始良市豊留9番地	羽月 幹男	令和4年3月30日	自立訓練（生活訓練）

大隅地域振興局告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和4年4月26日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービス SST School Kokopelli	鹿屋市寿八丁目5-35	株式会社ココペリ	肝属郡肝付町富山1455番地1	松井 和行	令和4年3月31日	放課後等デイサービス

大隅地域振興局告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和4年4月26日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
NPO隣の会障害者ホームヘルプサービス	鹿屋市笠之原町7402番地5	特定非営利活動法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	齋藤 鈴子	令和4年1月31日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護
NPO隣の会ピアハウス	鹿屋市笠之原町7401番地5	特定非営利活動法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	齋藤 鈴子	令和4年1月31日	生活介護
共生ホーム・木精	鹿屋市笠之原町7402番地5	特定非営利活動法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	齋藤 鈴子	令和4年1月31日	短期入所
共生ホーム・木精	鹿屋市笠之原町7402番地5	特定非営利活動法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	齋藤 鈴子	令和4年1月31日	共同生活援助
障害者就労支援施設ワークランド愛生	曾於郡大崎町菱田字大久保2987番地12	社会福祉法人愛生会	曾於郡大崎町菱田字宇都口3596番地	新平 金道	令和4年3月31日	就労継続支援A型

大隅地域振興局告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 4 年 4 月 26 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援施設ことり	鹿屋市下堀町 9534番地18	合同会社きずな	鹿屋市下高隈町 2255番地	馬庭 道夫	令和 4 年 3 月 1 日	就労継続 支援 B 型

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 4 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 4 年 4 月 26 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

1 調達をする物品等の種類

- (1) 種類
物品（医療機器類）の購入
- (2) 名称
心臓血管撮影装置 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 4 年 4 月 26 日から同年 5 月 13 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時

30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和4年9月30日までとする。

5 入札の公示の方法

入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和4年4月26日

県立薩南病院長 三枝伸二

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

心臓血管撮影装置 一式

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-85777
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
令和4年4月26日から同年5月13日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
県立薩南病院新薩南病院整備班
南さつま市加世田高橋1968番地4 郵便番号 897-1123
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)
- (4) 入札書の提出期限
令和4年6月13日午後5時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和4年6月14日午前11時
イ 場所 県立薩南病院小会議室(2階)
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を

提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立薩南病院新薩南病院整備班
南さつま市加世田高橋1968番地4 郵便番号 897-1123
電話番号 0993-53-5300
ファックス番号 0993-53-6764

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Angiography system: 1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 13 June 2022

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
 Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital
 1968-4 Kasedatakahashi, Minamisatsuma City, Kagoshima Prefecture 897-1123 Japan
 TEL 0993-53-5300
 FAX 0993-53-6764

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 4 月 26 日

県立薩南病院長 三枝伸二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
高精度放射線治療システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立薩南病院新薩南病院整備班
南さつま市加世田高橋1968番地 4
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 3 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
アイティーアイ株式会社鹿児島支社
鹿児島市小松原二丁目 5 番地 24 号
- 5 落札金額
412,500,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 4 年 2 月 4 日

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 5 号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第 4 条第 1 項及び第30条第 1 項の規定により、次の表に掲げる文化財を鹿児島県指定有形文化財、鹿児島県指定史跡及び鹿児島県指定天然記念物に指定する。

令和 4 年 4 月 26 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

有形文化財（建造物）

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備 考
西徳寺山門（鐘 楼付）	阿久根市脇本 8280	宗教法人西 徳寺	西徳寺山門は、大正 2（1913）年に建設された二重二層の山門で、本寺では「楼門」と呼称する。初重は三間一戸の四足門、二層目は方三間で四方に欄干を廻し、柱間に花頭窓をあしらっており、当初から二層目に梵鐘を吊るす。彫り物などの各部の細部意匠も優秀であって、二層目を鐘楼とする県内唯一の楼門形式であって貴重である。

有形文化財（絵画）

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備 考

三十六歌仙絵扁額 <small>さんじゅうろっかせんえへんがく</small>	出水市本町3番14号 出水市歴史民俗資料館	出水市	<p>三十六歌仙とその和歌が記された歌仙絵の扁額で、山部赤人を除く35枚が現存している。絵は、顔の造作や髪の流れ、衣装の文様などが比較的丁寧に描かれ、体躯に比して頭部が大きく、のっぺりした顔貌をもつなど、中世風な画風が残る。</p> <p>三十六歌仙絵扁額として制作年代も古く（1577年）、天正年間（1573年～1592年）に地方へと伝播した狩野派と推測される絵画として注目される。また島津家と近衛家との交流を裏付ける歴史資料としても非常に重要である。</p>
--	-----------------------	-----	---

有形文化財（考古資料）

名 称	所在地	所有者又は管理者	備 考
出水貝塚出土品 附 書簡 <small>いずみかいづかしゆつどひんつけたりしょかん</small>	出水市武本3189-1 出水市埋蔵文化財作業室・収蔵庫 個人蔵	鹿児島県個人	<p>令和3年4月23日指定の「出水貝塚出土品」に、今回、土器、石器及び貝製品合計958点及び大正9（1920）年の発掘調査を指揮した研究者の書簡（卷子装1巻、書簡2通）を追加するとともに、名称を左記のとおり変更する。</p> <p>書簡は、当時我が国の人類学界や考古学界で活躍していた研究者による直筆資料であり、調査の雰囲気を感じさせる一級資料である。</p>

史跡

名 称	所在地	所有者又は管理者	備 考
西南戦争 高熊 山古戦場 <small>せいなんせんそうたかくまやまこせんじょう</small>	伊佐市大口木ノ氏1287番地1のうち一部	伊佐市	<p>高熊山古戦場は、大口盆地の北東にある高熊山（標高412m）の山頂に位置する、明治10（1877）年2月に勃発した西南戦争における人吉・大口方面の戦いでの主戦場のひとつである。</p> <p>令和元年度の発掘調査によって、堡塁跡の構造や銃弾・薬莖等が確認され、文献記録と調査成果がおおよそ一致するなど、西南戦争の状況を具体的に残す遺跡として貴重である。</p>
トマチン遺跡 <small>いせき</small>	大島郡伊仙町佐弁トマチン295	伊仙町	<p>トマチン遺跡は、弥生時代前期から中期にかけての遺跡である。</p> <p>平成16年から令和元年にかけての発掘調査によって、約2,400年前から2,000年前の、特異な形態の石棺墓や複数の墓を礫で覆うことで墓域を示す特徴的な墓制が確認されたほか、九州以北との関係性を示すヒスイ製品などが出土した。</p> <p>このように、トマチン遺跡は、奄美群島の先史時代墓制と文化交流の実態を理解する上で不可欠の遺跡である。</p>

<small>ぎおんのすだいばあと</small> 祇園之洲台場跡	鹿児島市清水 10番2外	鹿児島市	祇園之洲台場跡は、第11代藩主島津斉彬が嘉永6（1853）年に築造した砲台で、薩英戦争（1863年）で実戦に使用された。その後も、明治5（1872）年の天皇行幸の際に砲撃演習が行われるなどしたが、西南戦争（1877年）で政府軍により使用不能にされた。 鹿児島藩が西欧の軍事・科学技術を積極的に導入する契機となった薩英戦争で実戦に使用された台場であり、遺構の残存状況が良好であることから貴重な遺跡である。
--------------------------------------	-----------------	------	--

天然記念物

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備 考
<small>すわのせじま</small> 諏訪之瀬島ナベ ダオのツクシヤ マザクラ群	鹿児島郡十島 村諏訪之瀬島 字根神嶽382 番，383番， 384番1，386 番，387番， 388番	十島村	九州から南西の島嶼部にかけて生育するヤマザクラは、ツクシヤマザクラという変種として認識されており、諏訪之瀬島では南西部のナベダオ（ナベタオとも呼ばれる）にツクシヤマザクラの個体群が存在する。台風などの影響で単幹の成長が妨げられ、複数の幹が株立ちしていることが多く、根元から放射状に広がる太い幹や、匍匐する大枝から萌芽して新たな樹幹を形成する姿は圧巻である。 種の南限であるにも関わらず、比較的多くの大木を含む自然個体群であり、生物地理学的にも貴重なものである。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、法第19条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体及び資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年4月26日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体
 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
明るい種子島の未 来を考える会	福井 清信	内田 節生	西之表市西町15番地	令和4年 3月4日
ほかきど昭一後援 会	外城戸 昭一	山下 勝夫	鹿児島市平川町6001－ 6	令和4年 3月30日
松下ともえ後援会	松下 知恵	外薮 里美	指宿市山川新栄町1－ 69	令和4年 3月30日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党鹿児島県総支部連合会	田村 まみ	代表者の氏名	田村 まみ	三反園 輝男	令和4年3月18日
自由民主党垂水支部	川越 信男	会計責任者の氏名	堀内 貴志	前田 隆	令和4年3月24日
自由民主党田代支部	井手口 正頼	会計責任者の氏名	水流 和俊	小園 一利	令和4年3月24日
自由民主党根占支部	松元 勇治	会計責任者の氏名	後藤 道子	白川 順二	令和4年3月24日
自由民主党鹿児島県ちんたい支部	是枝 徹	会計責任者の氏名	高野 千景	迫田 良子	令和4年3月11日
日本共産党熊毛地区委員会	橋口 美幸	代表者の氏名	橋口 美幸	中野 英作	令和3年4月1日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
いとう祐一郎後援会祐祥会	伊藤 祐一郎	主たる事務所の所在地	出水市麓町18番54号	鹿児島市上荒田町11番5号	令和3年9月15日
今村純子後援会	塩屋 義治	代表者の氏名	塩屋 義治	今村 公洋	令和3年12月1日
うのひろみ後援会	宇野 八岳	代表者の氏名	宇野 八岳	日高 和美	令和4年3月1日
鹿児島県獣医師連盟	桑原 貴久雄	代表者の氏名	桑原 貴久雄	田崎 拓昭	令和3年6月18日
鹿児島県土地家屋調査士政治連盟	谷口 正美	代表者の氏名	谷口 正美	馬場 幸二	令和4年2月22日
鹿児島県本格焼酎研究会	濱田 雄一郎	会計責任者の氏名	田中 完	中玉利 豊	令和3年8月18日
鹿児島県木材産業政治連盟	柴立 鉄彦	代表者の氏名	柴立 鉄彦	岩下 清文	令和4年2月8日
上村龍生後援会	福満 清則	会計責任者の氏名	上村 龍生	宗像 正一	令和4年3月28日
上村ちかし後援会	畑中 満	代表者の氏名	畑中 満	北 芳明	令和4年3月12日
幸福実現党鹿児島中央後援会	富永 智裕	代表者の氏名	富永 智裕	高橋 秀知	令和4年3月1日
		会計責任者の氏名	富永 智裕	高橋 秀知	
孝友会	小森 孝文	主たる事務所の所在地	鹿児島市上之園町22番21号	鹿児島市上之園町22番12号	令和3年12月1日
小森こうぶん後援会	小森 孝文	主たる事務所の所在地	鹿児島市上之園町22番21号	鹿児島市上之園町22番12号	令和3年12月1日
ささみね桜後援会	笹峯 桜	政治団体の名称	ささみね桜後援会	笹峯さくら後援会	令和3年7月1日
私鉄鹿児島交通政	岡 良二	会計責任者	尾堂 和清	北 光司	令和4年

策研究会		の氏名			3月7日
しばたて豊子後援会	宮元 政廣	代表者の氏名	宮元 政廣	高柳 緑郎	令和3年10月1日
杉尾ひろき後援会	杉尾 巨樹	会計責任者の氏名	杉尾 巨樹	杉尾 郁代	令和2年12月31日
政治塾・新しい風かごしま	藤田 太一	政治団体の名称	政治塾・新しい風かごしま	鹿児島県分権地方自治政策研究会	令和4年3月7日
竹原研二後援会	竹原 研二	会計責任者の氏名	竹原 研二	竹原 みどり	令和4年3月25日
たしかな未来をつくる会	上村 龍生	会計責任者の氏名	上村 龍生	宗像 正一	令和4年3月28日
立て直そう始良・笹の会	笹山 義弘	政治団体の名称	立て直そう始良・笹の会	始良市を未来へつなぐ会	令和4年3月23日
遠嶋春日児後援会	松野 寛	代表者の氏名	松野 寛	山口 四郎	令和3年10月31日
中西茂後援会	中西 茂	主たる事務所の所在地	鹿屋市寿五丁目17番34号	鹿屋市札元二丁目3765-4	令和4年1月31日
新原春二後援会	城之下 八千男	代表者の氏名	城之下 八千男	新留 士郎	令和4年3月15日
はまがみ幸十後援会	濱上 幸十	主たる事務所の所在地	西之表市住吉1591-1	西之表市東町41番地	令和3年1月10日
守ろうふるさと変えようかごしまの会	木山 茂樹	主たる事務所の所在地	出水市麓町18番54号	鹿児島市上荒田町11番5号	令和3年9月15日
ももきの幸一後援会	鮫原 正盛	会計責任者の氏名	畠中 秀子	森山 レイ子	令和4年3月18日
吉留厚宏を育てる会	吉留 晴美	主たる事務所の所在地	いちき串木野市緑町131	いちき串木野市生福10479	令和4年3月27日
		代表者の氏名	吉留 晴美	吉留 康範	
		会計責任者の氏名	吉留 晴美	吉留 康範	
米永あつ子後援会	米永 淳子	代表者の氏名	米永 淳子	大楽 みどり	令和4年3月3日
		会計責任者の氏名	米永 新之介	道下 陽子	

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県伊佐市区支部	伊佐市大口青木3023	池畑 憲一	令和4年3月22日

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
有村義次後援会	南さつま市加世田武田2215-1	橋口 高	令和3年12月31日
おさだ徳太郎後援会	鹿児島市上福元町3500-1	長田 徳太郎	令和3年12月31日
活力ある鹿児島市をつ	鹿児島市谷山中央四丁	徳重 芳久	令和3年12月31日

くる会	目 4959-4-402		
かみ村富士高後援会	熊毛郡屋久島町宮之浦 2447-78	上村 富士高	令和 4 年 3 月 9 日
楠元忠洋後援会	肝属郡錦江町田代川原 5710	楠元 忠洋	令和 4 年 3 月 20 日
こぼかずあき後援会	肝属郡錦江町城元 771 - 4	今隈 幸一	令和 3 年 12 月 31 日
薩摩創生会	枕崎市中央町 565-1	古閑 潔	令和 3 年 12 月 31 日
佐藤のぶあき鹿児島後援会観光支部	薩摩川内市東開聞町 10 - 23 コーポ開聞 302	大坪 幹也	令和 3 年 12 月 31 日
鶴田悌次郎後援会	出水市高尾野町下高尾 野 1896-4	長野 太	令和 3 年 12 月 31 日
なかむらみよこの I L O V E 屋久島会	熊毛郡屋久島町平内 277 番地 99	中村 美代子	令和 3 年 12 月 31 日
西菌典子後援会	日置市東市来町湯田 2984	西菌 俊明	令和 3 年 12 月 31 日
博千会	鹿児島市山田町 73-1	上原 孝一郎	令和 3 年 12 月 21 日
橋之口富雄後援会	薩摩郡さつま町柏原 1935	橋之口 富雄	令和 3 年 12 月 31 日
はまがみ幸十後援会	西之表市住吉 1591 番地 1	濱上 幸十	令和 3 年 12 月 10 日
林耕二後援会	南さつま市笠沙町片浦 2306 番地 8	林 良幸	令和 3 年 12 月 28 日
宮島真一後援会	鹿屋市笠之原町 44 番 6 号	川元 公郎	令和 3 年 12 月 31 日
森田俊彦後援会	肝属郡南大隅町根占川 北 331	打越 道行	令和 3 年 12 月 10 日
森博幸君を支援する同 窓生有志の会	鹿児島市照国町 16-8	上野 英城	令和 3 年 12 月 31 日
山田よしもり後援会	曾於市財部町北俣 710 番地	小倉 範房	令和 4 年 3 月 20 日

4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の 氏名	資金管理団体 の名称	異動事項	新	旧	異 動 年 月 日
伊藤 祐一郎	いとう祐一郎 後援会祐祥会	主たる事 務所の所 在地	出水市麓町 18 番 54 号	鹿児島市上荒田 町 11 番 5 号	令和 3 年 9 月 15 日
小森 孝文	孝友会	主たる事 務所の所 在地	鹿児島市上之園 町 22 番 21 号	鹿児島市上之園 町 22 番 12 号	令和 3 年 12 月 1 日
中西 茂	中西茂後援会	主たる事 務所の所 在地	鹿屋市寿五丁目 17 番 34 号	鹿屋市寿 8-5 - 46	令和 4 年 1 月 31 日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第 19 条第 3 項第 2 号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体 の名称	資金管理団体でな くなった年月日
長田 徳太郎	おさだ徳太郎後援会	令和 3 年 12 月 31 日
上村 富士高	かみ村富士高後援会	令和 4 年 3 月 9 日